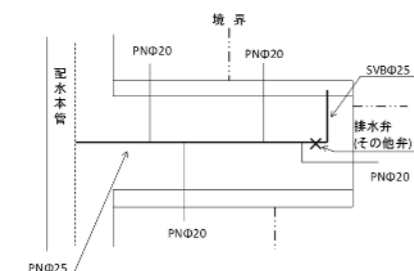
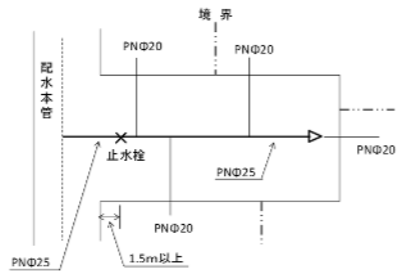
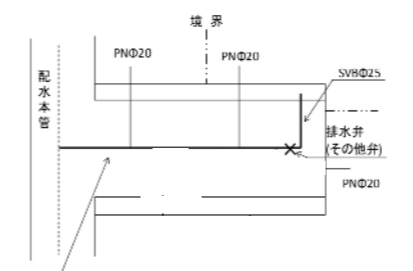
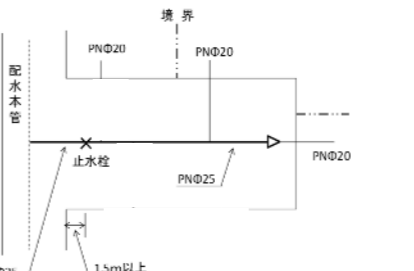


改正前	改正後	備考																		
<p>1) 分岐方法については給水装置工事施行基準による。</p> <p>2) 水道配水用ポリエチレン管(PEP)、及びダクタイル鋳鉄管(DIPE)の施工方法は、水道施設の設計施工基準による。</p> <p>3) 水道用ポリエチレン管を使用する場合は、給水装置工事施行基準を遵守すること。</p> <p>4) 仕切弁(制水弁)については表 - I のとおりとする。</p> <p style="text-align: center;">表 - I</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>口径</th> <th>仕切弁</th> <th>排水弁</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>Φ 40mm</td> <td>青銅製仕切弁</td> <td>青銅製仕切弁</td> </tr> <tr> <td>Φ 50mm以上</td> <td>ソフトシール仕切弁</td> <td>水道用仕切弁</td> </tr> </tbody> </table> <p>注1：ソフトシール仕切弁の鉄蓋には「S仕切弁」と表示されたものをしようする。 また、青銅製仕切弁・水道用仕切弁の蓋は、鋳鉄製の局承認品とする。</p> <p>注2：Φ40 mm以上Φ100 mm以下については、コンクリート製の仕切弁室とする。</p> <p>5) 仕切弁(制水弁)の設置位置は、操作時の安全性を考慮し隅切部から 1.5m控えた位置に設置すること。</p> <p>2.2 Φ25 mmの場合</p> <p>(1) 道路内に側溝がある場合は、(図 - III)による。</p> <p>(2) 道路内に側溝がない場合は、(図 - IV)による。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;">   </div> <p style="text-align: center;">図 - III 図 - IV</p> <p>1) 分岐方法については給水装置工事施行基準による。</p> <p>2) 公私境界より排水弁までの管路延長が30m以上の場合、及び30m未満でも将来道路の延長が伸びる可能性のある場合は、止水栓と排水弁共に設置すること。</p> <p>3) 止水栓及び排水弁(その他弁)はボール式止水栓とする。</p> <p>4) 仕切弁室は、レジンコンクリート製とする。なお、車両の載らない場所は、鋳鉄製（蓋と蓋受）の止水栓ボックスを使用できるものとする。</p> <p>5) 仕切弁(制水弁)の設置位置は、操作時の安全性を考慮し隅切部から 1.5m控えた位置に設置すること。</p>	口径	仕切弁	排水弁	Φ 40mm	青銅製仕切弁	青銅製仕切弁	Φ 50mm以上	ソフトシール仕切弁	水道用仕切弁	<p>1) 分岐方法については給水装置工事施行基準による。</p> <p>2) 水道配水用ポリエチレン管(PEP)、及びダクタイル鋳鉄管(DIPE)の施工方法は、水道工事一般仕様書による。</p> <p>3) 水道用ポリエチレン管を使用する場合は、給水装置工事施行基準を遵守すること。</p> <p>4) 仕切弁(制水弁)については表 - I のとおりとする。</p> <p style="text-align: center;">表 - I</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>口径</th> <th>仕切弁</th> <th>排水弁</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>Φ 40mm</td> <td>青銅製仕切弁</td> <td>青銅製仕切弁</td> </tr> <tr> <td>Φ 50mm以上</td> <td>ソフトシール仕切弁</td> <td>水道用仕切弁</td> </tr> </tbody> </table> <p>注1：ソフトシール仕切弁の鉄蓋には「S仕切弁」と表示されたものを使用する。 また、青銅製仕切弁・水道用仕切弁の蓋は、鋳鉄製の局承認品とする。</p> <p>注2：Φ40 mm以上Φ100 mm以下については、レジンコンクリート製の仕切弁室とする。</p> <p>5) 仕切弁(制水弁)の設置位置は、操作時の安全性を考慮し隅切部から 1.5m控えた位置に設置すること。</p> <p>2.2 Φ25 mmの場合</p> <p>(1) 道路内に側溝がある場合は、(図 - III)による。</p> <p>(2) 道路内に側溝がない場合は、(図 - IV)による。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;">   </div> <p style="text-align: center;">図 - III 図 - IV</p> <p>1) 分岐方法については給水装置工事施行基準による。</p> <p>2) 公私境界より排水弁までの管路延長が30m以上の場合、及び30m未満でも将来道路の延長が伸びる可能性のある場合は、止水栓と排水弁共に設置すること。</p> <p>3) 止水栓及び排水弁(その他弁)はボール式止水栓とする。</p> <p>4) 仕切弁室は、レジンコンクリート製とする。なお、車両の載らない場所は、鋳鉄製（蓋と蓋受）の止水栓ボックスを使用できるものとする。</p> <p>5) 仕切弁(制水弁)の設置位置は、操作時の安全性を考慮し隅切部から 1.5m以上控えた位置に設置すること。</p> <p style="text-align: center;">-2-</p>	口径	仕切弁	排水弁	Φ 40mm	青銅製仕切弁	青銅製仕切弁	Φ 50mm以上	ソフトシール仕切弁	水道用仕切弁	
口径	仕切弁	排水弁																		
Φ 40mm	青銅製仕切弁	青銅製仕切弁																		
Φ 50mm以上	ソフトシール仕切弁	水道用仕切弁																		
口径	仕切弁	排水弁																		
Φ 40mm	青銅製仕切弁	青銅製仕切弁																		
Φ 50mm以上	ソフトシール仕切弁	水道用仕切弁																		

管工事（給水）無償譲渡の審査基準（新旧対照表）

改正前	改正後	備考																																																																																								
<p>3. 管種などの選定について</p> <p>鹿児島市給水条例第6条の2項に基づき、管理者が指定する給水管の構造及び材質については(表-II)のとおりとする。(配水管への取付口から水道メーターまでの間に使用するもの)</p> <p style="text-align: center;">表-II</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th></th> <th>PN (水道用 ポリエチレン管)</th> <th>PEP (水道配水用 ポリエチレン管)</th> <th>DIPE (内面エポキシ 樹脂粉体塗装 ダクタイル鋳鉄管)</th> <th>VP (硬質塩化 ビニル管)</th> <th>VH (耐衝撃性硬質 塩化ビニル管)</th> <th>SVB又はSVD (硬質塩化ビニル ライニング鋼管)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>Φ25</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">—</td> <td style="text-align: center;">—</td> <td style="text-align: center;">×</td> <td style="text-align: center;">×</td> <td style="text-align: center;">×</td> </tr> <tr> <td>Φ40</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">—</td> <td style="text-align: center;">—</td> <td style="text-align: center;">×</td> <td style="text-align: center;">×</td> <td style="text-align: center;">×</td> </tr> <tr> <td>Φ50</td> <td style="text-align: center;">×</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">—</td> <td style="text-align: center;">×</td> <td style="text-align: center;">×</td> <td style="text-align: center;">×</td> </tr> <tr> <td>Φ75以上</td> <td style="text-align: center;">×</td> <td style="text-align: center;">×</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">×</td> <td style="text-align: center;">×</td> <td style="text-align: center;">×</td> </tr> </tbody> </table> <p>1) Φ50 mm以上については、開発行為での施工と同等とする。</p> <p>2) 水道配水用ポリエチレン管(PEP)の施工については、配水用ポリエチレンパイプシステム協会(POLITEC)の施工講習受講者が行うこと。(事前協議時に受講証の写し提出のこと)</p> <p>3) ダクタイル鋳鉄管(DIPE)については、NS形を使用。ただし連結部は、K形を使用とする。</p> <p>4. 口径決定基準について</p> <p>給水管の口径は、配水管の計画最小動水圧時においてその所要水量を十分に供給できる大きさを必要とする。</p> <p>所要水量を流すためには総損失水頭が有効水頭より小さくなるように口径を決定し、計算結果・条件(給水世帯数や使用水量、建築階数等)を申請書に記載させる。ただし、3階直結給水、及び直結増圧式給水の可能性のあるものは、Φ50以上とする。</p> <p>5. その他</p> <p>上記以外の事項について疑義が生じた場合は、関係課と協議のうえ実施するものとする。</p> <p>この基準は水道法の一部改正に伴い改正したもので平成12年12月20日から施行する。</p> <p>付 則 (平成13年3月9日一部改正)</p> <p>この基準は平成13年4月1日から施行する。</p> <p>付 則 (平成23年3月10日一部改正)</p> <p>この基準は平成23年4月1日から施行する。</p> <p>付 則 (平成28年3月31日一部改正)</p> <p>この基準は平成28年4月1日から施行する。</p>		PN (水道用 ポリエチレン管)	PEP (水道配水用 ポリエチレン管)	DIPE (内面エポキシ 樹脂粉体塗装 ダクタイル鋳鉄管)	VP (硬質塩化 ビニル管)	VH (耐衝撃性硬質 塩化ビニル管)	SVB又はSVD (硬質塩化ビニル ライニング鋼管)	Φ25	○	—	—	×	×	×	Φ40	○	—	—	×	×	×	Φ50	×	○	—	×	×	×	Φ75以上	×	×	○	×	×	×	<p>3. 管種などの選定について</p> <p>鹿児島市給水条例第6条の2項に基づき、管理者が指定する給水管の構造及び材質については(表-II)のとおりとする。(配水管への取付口から水道メーターまでの間に使用するもの)</p> <p style="text-align: center;">表-II</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th></th> <th>PN (水道用 ポリエチレン管)</th> <th>PEP (水道配水用 ポリエチレン管)</th> <th>DIPE (内面エポキシ 樹脂粉体塗装 ダクタイル鋳鉄管)</th> <th>VP (硬質塩化 ビニル管)</th> <th>VH (耐衝撃性硬質 塩化ビニル管)</th> <th>SVB又はSVD (硬質塩化ビニル ライニング鋼管)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>Φ25</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">—</td> <td style="text-align: center;">—</td> <td style="text-align: center;">×</td> <td style="text-align: center;">×</td> <td style="text-align: center;">×</td> </tr> <tr> <td>Φ40</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">—</td> <td style="text-align: center;">—</td> <td style="text-align: center;">×</td> <td style="text-align: center;">×</td> <td style="text-align: center;">×</td> </tr> <tr> <td>Φ50</td> <td style="text-align: center;">×</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">—</td> <td style="text-align: center;">×</td> <td style="text-align: center;">×</td> <td style="text-align: center;">×</td> </tr> <tr> <td>Φ75以上</td> <td style="text-align: center;">×</td> <td style="text-align: center;">×</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">×</td> <td style="text-align: center;">×</td> <td style="text-align: center;">×</td> </tr> </tbody> </table> <p>1) Φ50 mm以上については、水道工事一般仕様書のとおり施工し、全路線の詳細図(管割図)を作成すること。</p> <p>2) 水道配水用ポリエチレン管(PEP)の施工については、配水用ポリエチレンパイプシステム協会(POLITEC)の施工講習受講者が行うこと。(事前協議時に受講証の写し提出のこと)</p> <p>4. 口径決定基準について</p> <p>給水管の口径は、配水管の計画最小動水圧時においてその所要水量を十分に供給できる大きさを必要とする。</p> <p>24 l/min (一般住宅の瞬時流量) × {計画戸数 × 同時使用戸数率 (切上げ計算)} により口径を決定する。また、一般住宅以外の計画がある場合は、同時使用水量比等で計画使用水量を算出し、口径等を決定する。(許容流量については、施行基準参照のこと。)</p> <p style="text-align: center;">給水戸数と同時使用戸数率</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>戸数</th> <th>1~3</th> <th>4~10</th> <th>11~20</th> <th>21~30</th> <th>31~40</th> <th>41~60</th> <th>61~80</th> <th>81~100</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>同時使用戸数率 (%)</td> <td style="text-align: center;">100</td> <td style="text-align: center;">90</td> <td style="text-align: center;">80</td> <td style="text-align: center;">70</td> <td style="text-align: center;">65</td> <td style="text-align: center;">60</td> <td style="text-align: center;">55</td> <td style="text-align: center;">50</td> </tr> </tbody> </table> <p>(例) 4戸の場合 (施行基準より抜粋)</p> <p>$4 \text{ 戸} \times 90/100 = 3.6 \text{ 戸} \rightarrow 4 \text{ 戸}$とする。</p> <p>$24 \text{ l/min} \times 4 \text{ 戸} = 96 \text{ l/min}$ よって、管工事口径は、$\phi 40 \text{ mm}$以上とする。</p> <p>所要水量を流すためには総損失水頭が有効水頭より小さくなるように口径を決定し、計算結果・条件(給水世帯数や使用水量、建築階数等)を申請書に記載させる。ただし、3階直結給水、及び直結増圧式給水の可能性のあるものは、Φ50以上とする。</p>		PN (水道用 ポリエチレン管)	PEP (水道配水用 ポリエチレン管)	DIPE (内面エポキシ 樹脂粉体塗装 ダクタイル鋳鉄管)	VP (硬質塩化 ビニル管)	VH (耐衝撃性硬質 塩化ビニル管)	SVB又はSVD (硬質塩化ビニル ライニング鋼管)	Φ25	○	—	—	×	×	×	Φ40	○	—	—	×	×	×	Φ50	×	○	—	×	×	×	Φ75以上	×	×	○	×	×	×	戸数	1~3	4~10	11~20	21~30	31~40	41~60	61~80	81~100	同時使用戸数率 (%)	100	90	80	70	65	60	55	50	
	PN (水道用 ポリエチレン管)	PEP (水道配水用 ポリエチレン管)	DIPE (内面エポキシ 樹脂粉体塗装 ダクタイル鋳鉄管)	VP (硬質塩化 ビニル管)	VH (耐衝撃性硬質 塩化ビニル管)	SVB又はSVD (硬質塩化ビニル ライニング鋼管)																																																																																				
Φ25	○	—	—	×	×	×																																																																																				
Φ40	○	—	—	×	×	×																																																																																				
Φ50	×	○	—	×	×	×																																																																																				
Φ75以上	×	×	○	×	×	×																																																																																				
	PN (水道用 ポリエチレン管)	PEP (水道配水用 ポリエチレン管)	DIPE (内面エポキシ 樹脂粉体塗装 ダクタイル鋳鉄管)	VP (硬質塩化 ビニル管)	VH (耐衝撃性硬質 塩化ビニル管)	SVB又はSVD (硬質塩化ビニル ライニング鋼管)																																																																																				
Φ25	○	—	—	×	×	×																																																																																				
Φ40	○	—	—	×	×	×																																																																																				
Φ50	×	○	—	×	×	×																																																																																				
Φ75以上	×	×	○	×	×	×																																																																																				
戸数	1~3	4~10	11~20	21~30	31~40	41~60	61~80	81~100																																																																																		
同時使用戸数率 (%)	100	90	80	70	65	60	55	50																																																																																		

管工事（給水）無償譲渡の審査基準（新旧対照表）

改正前	改正後	備考
	<p>5. その他 上記以外の事項について疑義が生じた場合は、関係課と協議のうえ実施するものとする。</p> <p>この基準は水道法の一部改正に伴い改正したもので平成12年12月20日から施行する。 付 則（平成13年3月9日一部改正） この基準は平成13年4月1日から施行する。 付 則（平成23年3月10日一部改正） この基準は平成23年4月1日から施行する。 付 則（平成28年3月31日一部改正） この基準は平成28年4月1日から施行する。 付 則（令和4年3月31日一部改正） この基準は令和4年4月1日から施行する。</p>	